

# 福岡県公報

平成25年4月26日  
第3491号

## 目次

### 告示(第694号-第717号)

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	5
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	5
○救急病院の認定	(医療指導課)	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	10
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	11
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	11
○包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課)	11
○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正	(県民情報広報課)	11

## 公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	12
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	13
○「売って出る」伝統工芸モデル事業(伝統工芸産業等人材育成)業務に係る提案の募集	(中小企業振興課)	16

## 公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	16
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	19
○検定合格者審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	21
○検定合格者審査(書面審査)の実施	(警察本部生活安全総務課)	22

## 海区漁業調整委員会

○共同漁業及び区画漁業の漁場計画にかかる公聴会の開催	(漁業管理課)	24
----------------------------	---------	----

## 内水面漁場管理委員会

○共同漁業の漁場計画にかかる公聴会の開催	(漁業管理課)	24
----------------------	---------	----

## 告 示

### 福岡県告示第694号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

## 福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生45	明日花クリニック福津 在宅診療所	福津市福岡駅東1丁目8-13	H 25・4・1
筑紫生153	山田小児科医院	筑紫野市二日市北2丁目1-3	H 25・3・1
八女生136	今村循環器内科	八女市黒木町本分 931-1	H 25・2・1
田川生 6	松岡内科	田川郡糸田町 1772-3	H 25・4・1
粕生歯54	杜の宮かなだ歯科医院	糟屋郡新宮町杜の宮4丁目5-11	H 25・4・1
福津生歯 30	はまだ歯科・小児歯科ク リニック	福津市若木台1丁目12-5	H 25・4・1
福津生歯 29	ひとみ歯科クリニック	福津市中央1丁目7-18	H 25・4・1
宰生歯45	プラムデンタルクリ ニック	太宰府市通古賀3丁目3-20	H 25・3・1
筑紫生歯 71	なの花歯科医院	筑紫野市大字下見 237-1	H 25・3・1
筑紫生歯 72	二日市駅ビル歯科クリ ニック	筑紫野市二日市中央6丁目1-1	H 25・4・1
筑紫生薬 80	ドリーム調剤薬局	筑紫野市美しが丘北3丁目11-6	H 25・3・1
筑紫生薬 81	裕生堂薬局 福大筑紫 病院前店	筑紫野市針摺西2丁目3-10	H 25・4・1
糸島地生 薬58	はまぼう薬局	糸島市加布里 205-1	H 25・4・1
直生薬87	ハート薬局 上境店	直方市大字上境 291-5	H 25・4・1
大野生訪 8	愛訪問看護ステーショ ン	大野城市川久保3丁目3-23	H 25・3・6

福岡県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
京生96	医療法人三木医院	京都郡苅田町若久町2丁目17-13	H 25・2・1

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫生151	山田小児科医院	筑紫野市二日市北2丁目1-3	H 25・2・28
み生歯13	ひかり歯科医院	みやま市山川町立山 1283-1	H 25・3・13
筑紫生薬 32	ドリーム調剤薬局	筑紫野市美しが丘北3丁目11-6	H 25・2・28
嘉麻生薬 17	いなつき調剤薬局	嘉麻市鴨生字赤間 22-1	H 25・2・28
宮生薬16	愛調剤薬局	宮若市磯光 590	H 24・9・29

## 福岡県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像生訪 1	老人訪問看護ステーションむなかた	宗像市東郷6丁目1-1	宗像市東郷6丁目1-10	H 25・2・22
飯生訪 4	アップルハート飯塚訪問看護ステーション	飯塚市芳雄町19-34	飯塚市芳雄6-9	H 25・3・11

## 福岡県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
直生マ25	橋口 新司（HMシステム施術所直方）	直方市大字下境1137-42	H 25・3・1
直生マ26	西崎 誠（マッサージ工房いやし）	直方市溝堀1丁目5-17	H 25・4・1
朝倉生マ16	田中 巧（はり灸治療所田中家）	朝倉市平塚1637-2-B	H 25・1・23
飯生マ54	和泉屋 信二（健康マッサージやすらぎ）	飯塚市柏の森671-13	H 25・4・1
田川生マ39	内田 安幸（あおぞら訪問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎444-13	H 25・3・1

飯生柔62	宮崎 浩（みやざき整骨院）	飯塚市小正404-1	H 25・4・1
筑紫生柔61	鮎川 雄太（やまむら整骨院プラススポーツ）	筑紫野市紫1丁目13-1ファミール二日市1階	H 25・4・1
大野生柔32	安松 和哉（やすまつ整骨院）	大野城市川久保2丁目4-5 キャッスル川久保101	H 25・2・1
像生柔58	西 剛史（つるかめ鍼灸接骨院）	宗像市葉山2丁目5-16	H 25・4・1
像生柔59	曾我 好英（つるかめ鍼灸接骨院）	宗像市葉山2丁目5-16	H 25・4・1
福津生柔18	満山 大祐（うみがめ整骨院）	福津市津屋崎1丁目1-23	H 25・4・2
宮生柔10	塩川 雅也（塩川整骨院本院）	宮若市竹原293-2	H 25・4・1
糸島地生柔46	石田 忍（STREXZENウイング整骨院）	糸島市高田2丁目18-20	H 25・1・4
糸島地生柔47	多田 光豊（加布里整骨院）	糸島市神在1348-2	H 25・4・1
粕生柔83	富永 峯人（極楽堂 富永整骨院）	糟屋郡宇美町宇美4丁目6-5	H 25・4・1
粕生柔84	山口 和宏（とみなが整骨院）	糟屋郡志免町志免4丁目24-1	H 25・4・1
北筑後生柔3	藤尾 良輔（ときお整骨院）	三井郡大刀洗町大字甲条2023-1	H 25・3・21

## 福岡県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田川生マ28	石角 千幸（あおぞら訪問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎 444 - 13	H 25・3・1
大川生柔9	石原 龍馬（いしはら接骨院）	大川市大字小保 467 - 1	H 25・4・1
筑紫生柔53	内藤 昇剛（やまむら整骨院プラススポーツ）	筑紫野市紫 1丁目13 - 1 ファミール二日市 1階	H 25・3・31
像生柔47	一万田 秀幸（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町 12 - 9	H 25・3・2
宰生柔28	長 泰弘（五条いきいき整骨院）	太宰府市五条 4丁目3 - 38 サンハイツビルF 1	H 25・4・1
福津生柔14	松岡 士貴（うみがめ整骨院）	福津市津屋崎 1丁目1 - 23	H 25・4・1
糸島生地柔16	城野 憲司（加布里整骨院）	糸島市神在 1348 - 2	H 25・3・31
粕生柔51	富永 峯人（とみなが整骨院）	糟屋郡志免町志免 4丁目24 - 1	H 25・3・31
粕生柔71	山口 和宏（極楽堂富永整骨院）	糟屋郡宇美町宇美 4丁目6の5	H 25・3・31

**福岡県告示第699号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日

田生柔5	白木原整骨院	田川市大字夏吉 263	田川市大字川宮 1697 - 2	H 25・4・1
------	--------	-------------	------------------	----------

**福岡県告示第700号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
N P O法人ひびお
  - (2) 代表者の氏名  
日比生 健
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県太宰府市五条 4丁目2番5号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、医療や介護を必要とする人々、その他の支援を必要とする人々に対して、自立や発達に必要な事業を行い、生き生きとした日々を過ごせる地域づくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第701号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人プレーパークふくつ
  - (2) 代表者の氏名  
佐伯 美保
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福津市中央1丁目16番6-506号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとしたプレーパークや、その他、子どもの遊び場・居場所の運営や、遊びの大切さを伝える事業を通じて、子どもにとってあたりまえなことが保障される子どもにやさしいまちづくり、社会づくりに貢献し、すべての子どもと保護者、市民の福祉の向上に寄与することを目的とします。

#### 福岡県告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
朝倉町土地改良区	平成25年4月15日

#### 福岡県告示第703号

次に掲げる病院は、平成25年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
村上外科病院	田川市魚町12-5

#### 福岡県告示第704号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人鷹ノ羽会村上外科病院	田川市魚町12-5	平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで

#### 福岡県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
田支67	田川市地域包括支援センター	田川市新町11-47	H25・4・1	予支援
柳支26	柳川市地域包括支援センター	柳川市三橋町正行431	H25・4・1	予支援

嘉鞍支4	小竹町地域包括支援センター	鞍手郡小竹町大字勝野3362 (長寿健康の家)	H 25・4・1	予支援
嘉鞍支5	鞍手町地域包括支援センター	鞍手郡鞍手町大字新延414-1 (鞍手町総合福祉センター)	H 25・4・1	予支援
北筑後支2	筑前町地域包括支援センター	朝倉郡筑前町久光951-1	H 25・4・1	予支援
南筑後支4	広川町地域包括支援センター	八女郡広川町大字新代1804-1	H 25・4・1	予支援
粕介355	整形外科形成外科よしだクリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原2539-4	H 25・1・1	通り・予通り
糸島地介89	おくホームクリニック	糸島市志摩稲留5	H 25・4・1	訪看・居管・予訪看・予居管
八女介135	原医院	八女市黒木町黒木73-1	H 25・1・1	訪看・訪り・通り・居管・予訪看・予訪り・予通り・予居管
八女介136	今村循環器内科	八女市黒木町本分931-1	H 25・2・1	居管
大野介薬39	福神調剤薬局大城店	大野城市大城2丁目1-30	H 24・12・1	居管・予居管
糸島地介薬58	はまぼう薬局	糸島市加布里205-1	H 25・4・1	居管
飯介薬138	ニック調剤薬局穂波店	飯塚市弁分611-39	H 25・3・1	居管
宮介薬17	いきいき薬局宮田病院前店	宮若市本城1633-1	H 25・3・1	居管・予居管
中介薬40	そうごう薬局中間店	中間市通谷1丁目36-2	H 25・2・1	居管・予居管
像居75	宗像病院訪問看護ステーションわだち	宗像市光岡130	H 25・3・1	訪看・予訪看
大居220	デイサービスあやめ	大牟田市沖田町312-2-2	H 25・4・1	通介・予通介

大居221	ヘルパーステーションあやめ	大牟田市沖田町312-2-1	H 25・4・1	訪介・予訪介
飯支94	かいた苑ケアプランセンター	飯塚市勢田2593-65	H 25・4・1	居支
飯居319	介護ステーション横田	飯塚市横田15-7	H 25・3・1	訪介・予訪介
飯支92	麒麟ケアプランセンター	飯塚市大日寺228-1	H 25・4・1	居支・予支援
飯支93	ケアプランセンター絆	飯塚市小正404-1	H 25・4・1	居支
飯居318	デイサービス花村	飯塚市幸袋141-17	H 25・4・1	通介・予通介
柳居61	J A柳川デイサービスセンターたんぽぽ	柳川市吉富町114-1	H 25・4・1	通介・予通介
八女居97	宅老所はるさん家	八女市本町2-264	H 25・4・3	通介・予通介
筑居45	ヘルパーステーションウエルネスちくご	筑後市大字熊野1447-1	H 25・3・1	訪介・予訪介
筑居44	エンダートレーニング型デイサービスウイングヒル筑後	筑後市大字熊野1447-1	H 25・3・1	通介・予通介
行居102	デイサービス虹の家	行橋市泉中央6丁目665-1	H 25・3・1	通介・予通介
春支19	愛アルファークケアプランサービス	春日市一の谷6丁目32	H 24・3・1	居支
春支18	ふれあいネットケアプランサービス	春日市須玖南1丁目149-706	H 25・1・1	居支
春支20	フォーユー	春日市昇町2丁目83	H 25・2・1	居支
大野居71	三心ケア	大野城市上大利4丁目10-11-105	H 25・3・1	訪介・予訪介

像居76	あすなろ宗像デ イサービスセン ター	宗像市光岡 139 - 6	H 25・3・1	通介・予通介
像居77	あすなろ宗像ヘル パーステー ション	宗像市光岡 139 - 6	H 25・3・1	訪介・予訪介
像支39	あすなろ宗像ケ アプランセン ター	宗像市光岡 139 - 6	H 25・3・1	居支
糸島地居66	いとしま茶論	糸島市浦志2丁目20 - 17	H 25・3・1	通介・予通介
粕居135	ハートアロー	糟屋郡新宮町大字下府 372 - 3	H 25・4・1	福用・福販・ 予福用・予福販
嘉鞍居11	ヘルパーステー ションきらく	鞍手郡鞍手町大字中山 2768 - 49	H 25・4・1	訪介・予訪介
う居37	デイサービスう るおいの里	うきは市吉井町八和田 246 - 1	H 25・3・1	通介・予通介
う支16	居宅介護支援セ ンターかわせみ	うきは市浮羽町古川 901	H 25・4・1	居支
う居38	ショートステイ センターかわせ み翡翠館	うきは市浮羽町古川 901	H 25・4・1	短生・予短生
う居39	デイサービスセ ンターかわせみ 翡翠館	うきは市浮羽町古川 901	H 25・4・1	通介・予通介
南筑後居10	ヘルパーステー ションてとて	八女郡広川町大字新代 1170 - 1 (広川サトウル ナリアA 106)	H 25・4・1	訪介・予訪介
み居50	あんずの実	みやま市瀬高町本郷 1348 - 1	H 25・4・1	通介・予通介
田居178	グループホーム 老花家	田川市大字伊田 2585 - 4	H 25・4・1	認共・予認共
宗遠居35	グループホーム なごみ岡垣	遠賀郡岡垣町大字三吉 385	H 25・4・1	認共・予認共
田川居282	多機能ホーム日 向	田川郡川崎町大字田原 2306 - 1	H 25・4・1	小居・予小居

筑後生介老 2	介護老人保健施 設のぞみ船小屋	筑后市大字志 55	H 25・4・1	通り・短療・ 老保・予通り・ 予短療
八女居25	グループホーム 陽だまりの家	八女市高塚 212	H 25・2・1	認共・予認共

## 福岡県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
直介歯 69	まいん歯科医院	みずほ内科・歯科 クリニック	直方市大字上境 291 - 1	H 25・4・1
古居30	社会福祉法人グ リーンコープ ふ くしサービスセン ター古賀・新宮	社会福祉法人グ リーンコープ ふ くしサービスセン ターお結び古賀・ 新宮	古賀市花鶴丘2丁目 10 - 17 - 2 - 102	H 25・3・15
京居118	きたほの介護ヘル パーステーション	ヘルパーステー ション心寧	京都郡苅田町富久町 1丁目27 - 8	H 25・3・18
柳支19	柳川農業協同組合 「ヘルパーステー ションたんぼぼの 会」	J A柳川「ヘル パーステーション たんぼぼの会」	柳川市吉富町 114 - 1	H 25・4・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

飯介薬 141	まどか薬局	飯塚市伊岐須 296 - 2	飯塚市伊岐須 298 - 13	H 24・2・4
像居28	訪問看護ステーション むなかた	宗像市東郷 6丁目 2 - 19	宗像市東郷 6丁目 1 - 10	H 25・2・22
飯介訪 4	アップル ハート飯塚 訪問看護ステーション	飯塚市芳雄町 19 - 34	飯塚市芳雄町 6 - 9	H 25・3・11
飯居303	ハッピーライフ訪問看護ステーション	飯塚市楽市 131 - 1	飯塚市楽市 159 - 2	H 25・3・1
飯介福 1	特別養護老人ホーム 第二いずみ苑	飯塚市庄司和田 1941 番地の 1	飯塚市庄司鴨居去 2003 - 4	H 25・4・1
飯居98	第二いずみ苑短期入所施設	飯塚市庄司字和田 1941 - 1	飯塚市庄司鴨居去 2003 - 4	H 25・4・1
中居47	デイサービス茶の間	中間市中央 1丁目 12 - 14	中間市通谷 6丁目 3 - 20	H 25・4・1
古居30	社会福祉法人グリーン コープ ふくしサービスセンター お結び古賀・新宮	古賀市中央 5丁目 1 - 34	古賀市花鶴丘 2丁目 10 - 17 - 2 - 102	H 25・3・15
柳支19	J A 柳川 「ヘルパーステーション たんぼの会」	柳川市三橋町下百町 86 - 2	柳川市吉富町 114 - 1	H 25・3・21
柳居41	柳川農業協同組合福祉 用具貸与事業所 「ヘルパーステーション たんぼの会」	柳川市三橋町下百町 86 - 2	柳川市吉富町 114 - 1	H 25・3・21

## 福岡県告示第707号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
像居29	デイサービスせいか	宗像市東郷 6丁目 1 - 1 原道会 第2ビル	H 25・2・1

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田川支67	福岡県介護保険広域連 合田川・桂川支部地域包 括支援センター	田川市新町 11 - 47	H 25・3・31
宮支19	福岡県介護保険広域連 合鞍手支部地域包括支 援センター	宮若市本城 458 - 2	H 25・3・31
朝支9	福岡県介護保険広域連 合朝倉支部地域包括支 援センター	朝倉郡筑前町久光 951 - 1	H 25・3・31
み支1	福岡県介護保険広域連 合柳川・大木・広川支部 地域包括支援センター	柳川市三橋町正行 431	H 25・3・31
粕介340	志免総合診療所	糟屋郡志免町志免 4丁目 22 - 11	H 25・3・31
粕介348	整形外科・形成外科よし だクリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原 2539 - 4	H 24・12・31

大介340	五月橋医院	大牟田市橋口町3-10	H 25・4・1
大居18	ヘルパーステーションあすか	大牟田市諏訪町3丁目60	H 25・3・31
直支13	在宅介護支援センター長光園	直方市大字頓野259番地の53	H 25・3・31
直介福1	特別養護老人ホーム長光園	直方市頓野259番地の53	H 25・3・31
直居12	老人デイサービスセンター長光園	直方市大字頓野259-53	H 25・3・31

## 福岡県告示第708号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成25年3月21日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
NPO法人エイディ
  - 代表者の氏名  
西小野 由紀
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県田川郡添田町大字添田1154番地10
  - 定款に記載された目的  
この法人は、他団体・他事業所・行政と協働し、情報社会に対応する地域ネットワークの形成を図り、コミュニティ活動事業を推進する。また、サロンの運営を展開し、健康管理・健康増進・生活環境の向上・改善に対する支援事業を行う。そし

て地域の発展、環境改善及び保全を目的とし、地域に密着した福祉の充実・増進に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県道		八 女 瀬 高 線	前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	3.7 ～ 25.5	2,144.6
			前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	14.6 ～ 42.0	2,403.7
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	3.7 ～ 25.5	2,161.5
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	14.6 ～ 42.0	2,403.7
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	7.0 ～ 35.0	2,782.5

## 福岡県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女 県道	柳川後線	筑後線	前	筑後市大字馬間田979番1先から筑後市大字中折地261番1先まで	12.7 ～ 38.9	1,545.0	うち瀬高久留米線重用延長227.2 m
			後	筑後市大字馬間田979番1先から筑後市大字水田242番5先まで	4.3 ～ 38.9	2,963.4	うち瀬高久留米線重用延長300.0 m
			後	筑後市大字馬間田979番1先から筑後市大字水田242番5先まで	6.3 ～ 37.5	3,773.2	

**福岡県告示第711号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

八女 県道	富瀬高線	前	筑後市大字常用120番1先からみやま市瀬高町本郷2282番1先まで	6.3 ～ 8.5	270.0	
		後	筑後市大字常用120番1先からみやま市瀬高町本郷2282番1先まで	7.8 ～ 15.5	270.0	うち八女瀬高線重用延長138.5 m および柳川筑後線重用延長131.5 m

**福岡県告示第712号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年4月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女瀬高線	筑後市大字津島1061番1先から筑後市大字津島1066番1先まで

**福岡県告示第713号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日

271	田川郡香春町中津原2071-1 福田泰久	田川郡香春町中津原2071-1 福田泰久	平成25年 4月11日
-----	-------------------------	-------------------------	----------------

## 福岡県告示第714号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 久留米市北野町中3298-5 株式会社福岡銀行 北野支店	平成25年 6月10日
旧			福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 久留米市北野町今山572-1 株式会社福岡銀行 北野支店	

## 福岡県告示第715号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	60	福岡市博多区山王1丁目10番15号 一般社団法人福岡県LPガス協会	福岡市博多区山王1丁目10番15号	平成25年 1月28日
旧		福岡市博多区山王1丁目10番15号 社団法人福岡県LPガス協会		

## 福岡県告示第716号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 福岡 典昭
- (2) 住所 太宰府市連歌屋二丁目12番8号

## 2 契約の期間の始期

平成25年4月5日

## 3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

## 4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めるときは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

## 福岡県告示第717号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

表福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験の項中「各高等技術専門校」を「福祉労働部労働局職業能力開発課（福岡県立福岡高等技術専門校との共同管理で実施する訓練に係る選考試験に限る。）及び各高等技術専門校」に改め、同表狩猟免許試験の項中「各保健福祉環境事務所」を「各農林事務所」に改める。

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年4月26日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子署名生成装置機器及び入退室管理システム機器賃貸借

#### 2 競争入札参加者の資格

##### (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

##### (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

#### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

##### (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年5月15日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

電子署名生成装置機器及び入退室管理システム機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部庁舎内

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年6月5日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成25年4月26日（金）から平成25年6月4日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成25年6月5日（水）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成25年6月6日（木）午前10時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4

項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for “a set of electronic signature-generating apparatuses”,and for “a room entrance/exit management system with its devices”

- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 PM on June 5, 2013
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department , Fukuoka Prefectural  
Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext 2237)

### 公告

次のとおり「売って出る」伝統工芸モデル事業（伝統工芸産業等人材育成）業務に係る提案を募集します。

平成25年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 提案の内容  
「売って出る」伝統工芸モデル事業（伝統工芸産業等人材育成）業務に係る提案（詳細は、提案説明書による。）
- 2 提案資格  
提案参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日管達第66号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ、当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (4) 次のいずれの事項にも該当しないこと。
- ア 公序良俗に違反し、社会通念上、委託先とすることがふさわしくないと中小企業振興課長が判断した者
- イ 暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する者

- (5) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。

### 3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称及び場所  
福岡県商工部中小企業振興課地場産業振興係  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3419
- (2) 提案説明書の交付
- ア 期間  
この公告の日から平成25年5月8日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 場所  
(1)の部局とする。
- ウ 方法  
手交
- (3) 提案書の提出
- ア 期限  
平成25年5月17日（金）午後5時（締切厳守のこと）
- イ 場所  
(1)の部局とする。
- ウ 方法  
直接又は郵送（ただし、県の休日には受領しない。）

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第105号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号

。以下「講習規則」という。)第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成25年4月26日

福岡県公安委員会

### 1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年6月20日(木)から同年6月27日(木)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

### (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年6月25日(火)から同年6月27日(木)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習

42名

- (2) 追加取得講習

6名

### 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

### 5 受講申込手続等

- (1) 受付期間

平成25年5月20日（月）から同年5月22日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
- また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

## 福岡県公安委員会告示第106号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成25年4月26日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

## (1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成25年8月6日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## (2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成25年8月7日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

## (1) 貴重品運搬警備業務2級

## ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した

場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成25年7月1日（月）から同年7月3日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

イ 交通誘導警備業務1級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること

。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

#### 福岡県公安委員会告示第107号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成25年4月26日

福岡県公安委員会

#### 1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

#### 2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成25年8月8日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 審査定員

30名

#### 4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

#### 5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成25年7月1日(月)から同年7月3日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書(検定規則別記様式第)1通

(イ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込みを行

い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、住所地(審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外(郵送等)の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 審査申請書(検定規則別記様式)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

福岡県公安委員会告示第108号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定

合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成25年4月26日

福岡県公安委員会

#### 1 書面審査期間

平成25年6月1日（土）から同年7月31日（水）までの間

※ 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

#### 2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

#### 3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

#### 4 書面審査申請手続等

##### (1) 受付期間

県の休日を除く、平成25年6月1日（土）から同年7月31日（水）までの、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (2) 受付場所

ア 前記3(1)ア又は同3(2)アに該当する者

住所地を管轄する警察署

イ 前記3(1)イ又は同3(2)イに該当する者

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 前記3(1)ウ又は同3(2)ウに該当する者

旧合格証の交付を受けた警察署

##### (3) 必要書類

###### ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

※ 同申請書には、申請者本人の押印が必要。

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(ウ) 旧合格証の写し

(エ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合  
なし

5 申請方法

- (1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。
- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- (3) 手数料  
書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

- (1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、共同漁業、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成25年4月26日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 本田 清一郎

1 開催日時

平成25年5月2日（木）14時00分

2 開催場所

福岡市中央区舞鶴2-4-19 福岡県水産会館

3 案件

筑前海区における共同漁業及び区画漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者

内水面漁場管理委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、共同漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成25年4月26日

福岡県内水面漁場管理委員会  
会長 稲田 善和

1 開催日時

平成25年5月7日（火）14時

2 開催場所

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁地下1階行政6号会議室

3 案件

内水面における共同漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業協同組合関係者

(4) その他の利害関係者